



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月18日金曜日 第1862号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 569

医師の指定..... 571

指定医師の所在地の変更..... 572

指定医師の辞退の届出..... 573

指定自立支援医療機関の指定..... 573

指定市町村事務受託法人の指定..... 574

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件)..... 574

土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... 576

市営土地改良事業の施行の同意..... 577

町営土地改良事業の施行の同意(2件)..... 577

県営土地改良事業の工事の完了..... 577

道路の区域変更(県道上分三島線)..... 577

道路の供用開始(")..... 578

道路の区域変更(県道美川小田線)..... 578

道路の供用開始(")..... 578

道路の供用開始(一般国道440号)..... 578

開発行為に関する工事の完了..... 579

道路の位置の指定(2件)..... 579

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 579

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 580

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示..... 590

告 示

○愛媛県告示第932号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 二神 勝利

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 再生填料製造施設脱水機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり7,500立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	平成19年7月10日	
工事の完成予定年月日	平成20年1月10日	
使用開始の予定年月日	平成20年1月11日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~9.0 最大 8.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 340 最大 400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 230 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 53
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 5,950 最大 5,950	

備考 汚水は総合排水処理施設で処理する。

(2) 再生填料製造施設スクラパー

特定施設の種類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり35,310ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	平成19年7月10日
工事の完成予定年月日	平成20年1月10日
使用開始の予定年月日	平成20年1月11日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 6,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 70 最大 70

備考 汚水は総合排水処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年 8月28日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈殿、活性汚泥、凝集沈殿及び砂ろ過		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	初沈槽(2基) 直径 70メートル 高さ 3.5メートル 曝気槽 縦 40メートル 横 80メートル 高さ 5.5メートル 縦 50メートル 横 65メートル 高さ 5.5メートル 縦 58メートル 横 110メートル 高さ 5.2メートル 凝沈槽(3基) 直径 65.5メートル 高さ 5.8メートル 砂ろ過(23基) 直径 5.5メートル 高さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり333,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈殿、活性汚泥、凝集沈殿及び砂ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		無 し	
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 7.0~9.5	通常 6.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 550 最大 830	通常 60.5 最大 100

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 550 最大 560	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 15 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4	通常 1.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 281,450 最大 290,000	通常 281,450 最大 290,000

備考 処理水の一部は、用水として利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60.5 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 281,450 最大 281,450

No.6排水口(生活排水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.5

No.7 排水口（生活排水）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1 最大 2

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1 最大 2

備考 この他に、雨水排水口が123箇所ある。

No.9 排水口（生活排水）

○愛媛県告示第933号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	深 澤 知 美	東温市志津川	平成19年5月1日
聴覚・平衡・音声・言語機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	公立学校共済組合四国中央病院	遠 藤 亜 紀	四国中央市川之江町2233番地	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	特定医療法人社団更生会村上記念病院	黒 光 浩 一	西条市大町739番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	今治市医師会市民病院	伊 藤 英 太 郎	今治市別宮町七丁目1番40号	〃
視 覚 障 害	眼 科	愛媛県立南宇和病院	高 橋 直 巳	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	辻 浩 司	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	〃	濱 田 淳 平	〃	〃
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	〃	麓 憲 行	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	医療法人愛媛会石川病院	吉 川 浩 之	四国中央市上分町732番地1	〃
〃	内 科	〃	扇 喜 智 寛	〃	〃
〃	〃	〃	細 川 直 人	〃	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	森 實 圭	〃	〃
〃	内 科	財団法人積善会附属十全総合病院	金 藤 秀 治	新居浜市北新町1番5号	〃
〃	整形外科・リハビリテーション科	愛媛県立子ども療育センター	中 込 直	東温市田窪2135番地	〃

肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	〃	森 本 武 彦	〃	〃
肢 体 不 自 由	整形外科・リハビリテーション科	〃	佐 野 敬 介	〃	〃
肢体不自由・呼吸器機能障害	小 児 科	〃	矢 野 喜 昭	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	鬼北町国民健康保険日吉診療所	丹 下 敬 忠	北宇和郡鬼北町大字下鍵山299番地	〃
〃	循 環 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	野 本 高 彦	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	〃
〃	内 科	愛媛労災病院	高 見 太 郎	新居浜市南小松原町13番27号	〃
〃	〃	〃	松 本 賢 治	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	〃	藤 井 雅 和	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	心臓血管外科	〃	岡 崎 嘉 一	〃	〃
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循 環 器 科	〃	沢 映 良	〃	〃
肢 体 不 自 由	内 科	四国中央市国民健康保険新宮診療所	越 智 拓 良	四国中央市新宮町新宮50番地	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	〃	医療法人財団尚温会伊予病院	和 田 敏 裕	伊予市八倉906番地 5	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	宇和島市立津島病院	井 上 仁	宇和島市津島町高田丙15番地	〃
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岩 田 真 治	東温市志津川	〃
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	今治セントラル病院	亀 井 将 子	今治市松本町二丁目 6 番地 6	〃
〃	消 化 器 科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	久 保 義 一	東温市横河原366番地	〃

○愛媛県告示第 934 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
三 好 明 文	宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成19年 4月1日
木 原 洋 介	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	〃	〃	〃
宇都宮 裕	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町 1 番 5 号	〃
植 田 聖 也	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	〃
佐 藤 秀 樹	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目24番 1	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目 1 番 6 号	〃
山 岡 豪 大 朗	市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	〃
稲 田 浩 二	〃	〃	〃	〃	〃
橋 本 治 久	医療法人財団尚温会伊予病院	伊予市八倉906 - 5	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	〃
近 藤 文 雄	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目24番 1	近 藤 医 院	西予市宇和町卯之町一丁目37番 2	平成19年 4月23日

○愛媛県告示第 935 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	公立学校共済組合四国中央病院	菊 辻 徹	四国中央市川之江町2233番地	平成 19年3月31日
聴覚・平衡・音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	"	東 貴 弘	"	"
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛県立三島病院	大 島 清 孝	四国中央市中之庄町1684 - 2	"
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	柳 垣 孝 広	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	小 西 義 克	"	平成 19年4月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	医療法人愛媛会石川病院	八 島 暁 英	四国中央市上分町732番地 1	平成 19年4月2日
"	内 科	"	室 田 將 之	"	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	大 西 慶 生	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	"	木 原 実	"	"
"	内 科	"	村 松 明 美	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	"	愛媛労災病院	古 谷 隆 和	新居浜市南小松原町13番27号	平成 19年4月9日
"	"	"	原 田 克 則	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	"	秋 山 紀 雄	"	"
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循 環 器 科	"	木 原 千 景	"	"
視 覚 障 害	眼 科	"	越 智 理 恵	"	"
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	"	林 雅 規	"	"
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	尾 上 信 二	東温市志津川	平成 19年4月20日

○愛媛県告示第 936 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
香川薬局	今治市常盤町7 - 1 - 35	香川 孝子		平成19年 5月1日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木1丁目7番7号	有限会社たけだ調剤薬局		"
ニコニコ薬局古町店	南宇和郡愛南町城辺甲2301番地	有限会社ニコニコ薬局		"

さつき薬局	南宇和郡愛南町御荘平城3562番地	有限会社メディカルスタイルさつき薬局		"
やませみ薬局	新居浜市喜行地町1丁目14-10	株式会社仁		"
あかり調剤薬局	西条市円海寺1番地2	有限会社れんげ堂		"

○愛媛県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定市町村事務受託法人		受託事務を行う事務所		受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無	指 定 日 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称			
社会福祉法人松山市社会福祉協議会	松山市若草町8番地2	今井洋子	社会福祉法人松山市社会福祉協議会	松山市若草町8番地2	介護保険法第24条の2第1項第1号及び第2号に規定する事務	なし 平成19年4月1日

○愛媛県告示第938号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155他21筆	大規模小売店舗を設置する者の名称	大和工商リース株式会社	大和リース株式会社	平成19年4月1日	平成19年4月25日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社マックハウス、大黒天物産株式会社、株式会社マツモトキヨシ、株式会社雑貨屋ブルドック	株式会社宮脇書店、株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社マックハウス、大黒天物産株式会社、株式会社マツモトキヨシ、株式会社大創産業、株式会社ワールド、株式会社三城	平成19年4月27日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第939号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目 61 - 1 他15筆	大規模小売店舗を設置する者の名称	大和工商リース株式会社	大和リース株式会社	平成19年 4月1日	平成19年 4月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 940 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労働課並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方28 1 - 1 他	大規模小売店舗を設置する者の名称	大和工商リース株式会社	大和リース株式会社	平成19年 4月1日	平成19年 4月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労働課並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 941 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労働課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912-2	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 4月27日
			株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか5者	株式会社フジほか4者	平成16年 5月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 942 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 勉	新居浜市西喜光地町 2 番35号
"	大 原 勝 正	新居浜市寿町 7 番30号
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町 4 番17号
"	高 橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 番44号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番 2号
"	鴻 上 公 俊	新居浜市上泉町 6 番25号
"	田 村 伊 佐 雄	新居浜市西喜光地町 1 番28号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 勉	新居浜市西喜光地町 2 番35号
"	大 原 勝 正	新居浜市寿町 7 番30号
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町 4 番17号
"	高 橋 恒 雄	新居浜市外山町 9 番41号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番 2号
"	高 橋 康 夫	新居浜市外山町15番57号
"	高 橋 亮	新居浜市外山町12番 4号

○愛媛県告示第 943 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	重 松 長 壽	松山市水泥町1081

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	重 松 幹 夫	松山市水泥町1087

○愛媛県告示第 944 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 秀 起	西予市宇和町信里768番地
"	宇 都 宮 文 隆	西予市宇和町瀬戸599番地
"	杉 浦 公 元	西予市宇和町伊延西243番地
"	小 河 健 三	西予市宇和町岡山124番地
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地

"	鋸 本 昭 二	西予市宇和町田苗真土821番地
"	宇都宮 肇	西予市宇和町清沢678番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	萩 森 章 二	西予市宇和町大江480番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	土 居 一 邦	西予市宇和町西山田2323番地 1
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	田 中 和 浩	西予市宇和町伊賀上1035番地
"	三 好 進	西予市宇和町永長763番地 2
"	竹 中 義 廣	西予市宇和町久枝甲239番地
"	河 野 昌 博	西予市宇和町久枝602番地
"	井 上 頼 夫	西予市宇和町神領109番地
"	平 磯 猛	西予市宇和町上松葉467番地
"	大 塚 猪 八 郎	西予市宇和町稲生808番地第 1
"	宇都宮 友 喜	西予市宇和町皆田1833番地
"	兵 頭 敏 則	西予市宇和町下川852番地
"	薬師寺 巖	西予市宇和町明間707番地
"	伊 藤 正 徳	西予市宇和町明石181番地
"	垣 内 紀 幸	西予市宇和町常定寺416番地
"	松 田 一 郎	西予市宇和町平野73番地
"	西 岡 準 一	西予市宇和町田野中81番地
監 事	松 本 勲	西予市宇和町河内1037番地 2
"	酒 井 豊 嗣	西予市宇和町下松葉220番地
"	徳 山 義 恭	西予市宇和町新城918番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 秀 起	西予市宇和町信里768番地
"	上 甲 政 則	西予市宇和町東多田363番地
"	高 岡 城 一	西予市宇和町伊延東61番地
"	松 本 勲	西予市宇和町河内1037番地 2
"	清 家 輝 允	西予市宇和町東多田569番地
"	梶 原 浩 利	西予市宇和町田苗真土1811番地
"	宇都宮 肇	西予市宇和町清沢678番地
"	清 水 賢 一	西予市宇和町坂戸163番地 2
"	出 水 慎	西予市宇和町加茂894番地
"	三 好 敬 一	西予市宇和町小原374番地
"	井 上 勲	西予市宇和町岩木3513番地
"	山 本 武 紀	西予市宇和町郷内1017番地第 1
"	土 居 一 邦	西予市宇和町西山田2323番地 1
"	竹 口 修 武	西予市宇和町山田1049番地
"	兵 頭 幸 男	西予市宇和町伊賀上1188番地
"	三 好 岩 一	西予市宇和町永長769番地
"	竹 中 義 廣	西予市宇和町久枝甲239番地
"	大 塚 政 司	西予市宇和町小野田462番地
"	松 浦 幸 男	西予市宇和町野田160番地

"	酒 井 豊 嗣	西予市宇和町下松葉220番地
"	松 本 俊 二	西予市宇和町稲生888番地
"	宇都宮 友 喜	西予市宇和町皆田1833番地
"	兵 頭 正 三	西予市宇和町下川94番地 1
"	松 岡 治 生	西予市宇和町明間1274番地
"	水 口 繁 行	西予市宇和町明石1711番地
"	徳 山 義 恭	西予市宇和町新城918番地
"	大 竹 忠 盛	西予市宇和町常定寺460番地
"	西 岡 準 一	西予市宇和町田野中81番地
監 事	岡 本 忠 夫	西予市宇和町空所521番地
"	平 磯 猛	西予市宇和町上松葉467番地
"	一 宮 正 和	西予市宇和町明間1714番地

○愛媛県告示第 945 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法花寺地区）の施行に平成19年 5月 2 日同意した。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 946 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・黒沢地区）の施行に平成19年 5月 8 日同意した。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 947 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）の施行に平成19年 5月 8 日同意した。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 948 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	川瀬地区	平成 6 年 3 月 30 日

○愛媛県告示第 949 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上分三島線	四国中央市妻島町三本木1555番6から 同町三本木1726番8まで	旧	メートル 6.0～10.4	キロメートル 0.046	
			新	10.4～11.6	0.046	

○愛媛県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市妻島町三本木1729番2から 同町三本木1726番8まで	平成19年5月18日

○愛媛県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川2256番3から 同町大川2255番まで	旧	メートル 4.0～7.7	キロメートル 0.126	
			新	11.7～41.4	0.126	

○愛媛県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川2256番3から 同町大川2255番まで	平成19年5月18日

○愛媛県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3456番2から 同字3453番1まで	平成19年5月18日

○愛媛県告示第 954 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第 5 号 平成19年 5月 7 日	伊予郡松前町大字徳丸字豆腐707番 2	伊予郡松前町大字西古泉16番地 1 A 202 塩 梅 陽 子 塩 梅 敬 介
19松局建（開）第 6 号 平成19年 5月 9 日	伊予郡砥部町重光149番	伊予郡砥部町拾町230番地 相 原 正 義

○愛媛県告示第 955 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

東温市見奈良字大野原1535番 1 の一部

2 申請人の住所氏名

伊予郡松前町南黒田 397 番地

阿川総合建設株式会社

代表取締役 阿部 久雄

3 図面省略

○愛媛県告示第 956 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

東温市見奈良字大野原1537番 1 の一部及び1537番 2 の一部

2 申請人の住所氏名

伊予郡松前町南黒田 397 番地

阿川総合建設株式会社

代表取締役 阿部 久雄

3 図面省略

監 査 公 表

○公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 5月18日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光

同 白 石 友 一

同 岡 田 志 朗

同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成18年10月20日

（監査の結果）

1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	750,220,000	0	750,220,000	
16年度	0	3,877,835	3,877,835	
差引増減	750,220,000	3,877,835	746,342,165	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	0	9,322,779	9,322,779	
16年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	21,810,000	129,851,550	151,661,550	
16年度	27,631,000	104,907,549	132,538,549	
差引増減	5,821,000	24,944,001	19,123,001	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	0	34,088,998	34,088,998	
16年度	0	34,688,998	34,688,998	
差引増減	0	600,000	600,000	

2 中小企業振興資金特別会計における連約金（繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
17年度	2,034,008	
13年度	18,230	
計	2,052,238	

(措置の内容)

1 高度化資金貸付金償還金は、平成2～3年度に貸し付けたものであるが、貸付先の経営不振により、17年度新たに未収となったものである。18年度中に10,000,000円が償還され、19年3月末現在の滞納繰越に係る収入未済額は740,220,000円となったが、同貸付先の18年度償還分353,626,000円も未収となったことから、19年3月末現在の収入未済額の総額は1,093,846,000円となっている。未収債権については、分割納入指導に努めるほか、貸付先の経営状況の把握、保証人等の調査を行っており、今後とも関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と連携協力して債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、貸付主体の中小機構が担保物件の処分等により一部回収したが、その後回収できず9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、17年度末の滞納繰

越額は2組合分151,661,550円であり、18年度には、このうち18,535,987円を回収し、19年3月末現在の滞納繰越に係る収入未済額は133,125,563円となったが、同2組合の18年度償還分17,758,000円が未収となったことから、19年3月末現在の収入未済額の総額は150,883,563円となっている。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、17年度末の収入未済額は7企業34,088,998円であったが、分割納入等による徴収等に努めた結果、18年度には、830,000円を回収している。今後とも各地方局と連携を図りながら債権管理に努めたい。

2 繊維工業構造改善資金貸付金の償還延長による違約金（17年度調定分2,034,008円）については、貸付先が経営不振により延滞となったが、条件変更を行い償還期限を延長したことから、延滞状態が解消したため、延滞していた期間についての違約金が確定したものである。貸付主体である中小機構では、この違約金の一部を免除し、県に対しても違約金の一部免除の申請があったが、免除には権利放棄に係る議会の議決が必要となることから回答を保留し未収となった。これについては、他の案件を含む未収債権全体の処理方針の検討後、全額回収又は一部免除の判断を行い、未収債権の解消を図ることとしている。

設備近代化資金貸付金償還金の違約金（13年度調定分18,230円）については、回収には至っていないため、引き続き債権管理に努めたい。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月18日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>次条第1項第2号クに規定する通行禁止除外標章及び同項第3号ウに規定する駐車禁止除外標章の交付申請</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(公安委員会にする申請等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第2条第1項第2号キに規定する通行禁止除外標章、同項第3号ウに規定する駐車禁止除外標章及び同号ケに規定する身体障害者用駐車禁止除外標章の交付申請</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p>

- (1) 省略
- (2) 車両の通行禁止（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の交通規制の対象から除く車両
- ア 省略
- イ 省略
- ウ 省略
- エ 省略
- オ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
- カ 道路維持作業用自動車で当該用務に使用中のもの
- キ 省略
- ク 次に掲げる車両で、通行禁止除外標章（別記様式第1号）を掲出しているもの
- (ア) 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両
- (イ) 公害の調査及び測定のため使用中の車両
- (ウ) 医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張業務のため使用中の車両
- (エ) 電気、ガス、上下水道若しくは電話又は鉄道事業若しくは軌道事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両
- (オ) 道路及び道路の附属物（信号機及び道路標識等を含む。）並びに交通安全を図るための施設等の設置及び維持管理のため使用中の車両
- (カ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (キ) レントゲン車、採血車、健康診断用車両その他公衆衛生業務を行うため使用中の車両
- (ク) 裁判官又は裁判所の発する令状等の執行のため使用中の車両
- (ケ) 死者の運搬を本来の用途としている車両が当該目的のため使用中のもの
- (コ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両
- (カ) 松山市自転車等の駐車対策に関する条例（平成7年松山市条例第15号）に規定する放置自転車等の撤去作業に使用中の車両
- (シ) 患者輸送車又は車いす移動車で当該用務に使用中のもの
- (ス) (ア)から(シ)までに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上特に必要があると認められる用務に使用中の車両
- ケ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、通行禁止除外標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に

- (1) 省略
- (2) 車両の通行禁止（一方通行を除く。）及び歩行者用道路の交通規制の対象から除く車両
- ア 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両
- イ 省略
- ウ 省略
- エ 省略
- オ 省略
- カ 省略
- キ 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両で、通行禁止除外標章（別記様式第1号）を掲出しているもの
- ク 公害の調査及び測定のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- ケ 医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張業務のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- コ 電気、ガス、上下水道若しくは電話又は路面電車の通行について緊急修復を要する工事のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- サ 道路及び道路の附属物（信号機及び道路標識等を含む。）並びに交通安全を図るための施設等の設置及び維持管理のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- シ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- ス 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行の困難な者が、現に使用中の車両で、通行禁止除外標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの
- セ レントゲン車、採血車、健康診断用車両その他公衆衛生業務を行うため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- ソ 裁判官又は裁判所の発する令状等の執行のため使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- タ 死者の運搬を本来の用途としている車両が当該目的のため使用中のもので、通行禁止除外標章を掲出しているもの
- チ アからタまでに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上特に必要があると認められる業務に使用中の車両で、通行禁止除外標章を掲出しているもの

掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 厚生労働省が定める療育手帳の交付を受けている者であって、重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。）の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(オ) 厚生労働省が定める小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（色素性乾皮症患者で、日の出から日没までの間に限る。）

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、移動が困難なことにより社会での日常生活活動が著しく制限されると公安委員会が認めるもの

(3) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両

ア 前号アからキまでに掲げる車両

イ 省略

ウ 前号ク(ア)から(カ)まで、(ク)から(コ)まで及び(シ)に掲げる車両又は次に掲げる車両で、駐車禁止除外標章（別記様式第2号）を掲出しているもの

(ア) 総務省において使用する自動車のうち、不正に開設された無線局の探査のため使用中の車両

(イ) 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、公益上又は社会生活上当該道路における駐車がやむを得ないと認められる車両

エ 前号ケ(ア)から(カ)までに掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの

掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 厚生労働省が定める療育手帳の交付を受けている者であって、重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。）の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(オ) 厚生労働省が定める小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（色素性乾皮症患者で、日の出から日没までの間に限る。）

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、移動が困難なことにより社会での日常生活活動が著しく制限されると公安委員会が認めるもの

(3) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両（コについては、日の出から日没までの間に限る。）

ア 前号アからカまでに掲げる車両

イ 省略

ウ 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章（別記様式第2号）を掲出しているもの

エ 公害の調査及び測定のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

オ 医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張業務のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

カ 電気、ガス、上下水道若しくは電話又は路面電車の通行について緊急修復を要する工事のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

キ 道路及び道路の附属物（信号機及び道路標識等を含む。）並びに交通安全を図るための施設等の設置及び維持管理のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

ク 報道機関の緊急取材のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

ケ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行の困難な者が、現に使用中の車両で、身体障害者用駐車禁止除外標章（別記様式第2号の2。他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの

コ 色素性乾皮症患者が現に使用中の車両で、紫外線要保護者用駐車禁止除外標章（別記様式第2号の3。他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの

サ 総務省において使用する自動車のうち、不正に開設された無線局の探査のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

シ 裁判官又は裁判所の発する令状等の執行のため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

ス 死者の運搬を本来の用途としている車両が当該目的のため使用中のもので、駐車禁止除外標章を掲出しているもの

セ 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両で、駐車禁止除外標章を掲出して

- (4) 駐停車禁止の交通規制の対象から除く車両
ア 第2号アからキまでに掲げる車両
イ 省略
- 2 通行禁止除外標章の交付を受けようとする者は通行禁止除外車両指定申請書（別記様式第3号）を、駐車禁止除外標章_____の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外車両標章交付申請書（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の通行禁止除外車両指定申請書及び駐車禁止除外車両標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種類に応じて、それぞれ次に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 第1項第2号ク及び同項第3号ウに規定する車両に係る標章
ア 当該車両に係る自動車検査証の写し
イ 当該車両が第1項第2号ク又は同項第3号ウに規定する車両のいずれかに該当することを疎明する書面
ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
- (2) 第1項第2号ケ及び同項第3号エに規定する者に係る標章
ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第2号ケ又は同項第3号エに規定する者のいずれかに該当することを疎明する書面
イ 標章の交付を受けようとする者が使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し
ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第2号ク若しくは同項第3号ウに該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が第1項第2号ケ若しくは同項第3号エに該当すると認めるときは、有効期限を定めて通行禁止除外標章又は駐車禁止除外標章（以下この条において「標章」という。）を交付するものとする。
- 5 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。
- 6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、標章返納命令書（別記様式第4号の2）により当該標章の返納を命ずることができる。
- 7 標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

いるもの

- ソ アからセまでに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上当該道路における駐車がやむを得ないと認められる車両で、駐車禁止除外標章を掲出しているもの
- (4) 駐停車禁止の交通規制の対象から除く車両
ア 第2号アからカまでに掲げる車両
イ 省略
- 2 通行禁止除外標章の交付を受けようとする者は通行禁止除外車両指定申請書（別記様式第3号）を、駐車禁止除外標章、身体障害者用駐車禁止除外標章又は紫外線要保護者用駐車禁止除外標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外車両標章交付申請書（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(警察署長の駐車許可)

第8条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定により、警察署長が駐車を許可する車両は、その日時、場所、用務等から判断して、駐車が禁止されている場所に駐車しなければならない特別な事情があるものとする。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記様式第10号)を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

3 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物の名称、道路状況等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

4 警察署長は、第2項の規定による申請に係る車両について、駐車を許可する必要があると認めるときは、車両、駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定し、必要な条件を付して許可するものとする。ただし、法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間における駐車を除く駐車を許可する場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻の一部又は全部を省略し、期間を指定して許可することができる。

5 前項の規定による許可は、駐車許可証(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

6 前項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、当該駐車許可証を車両の前面ガラスに掲出しておかなければならない。(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第9条の2 道路交通法施行令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

別表第1(第2条関係)

Table with 3 columns: 障害の区分, 障害の級別, 重度障害の程度. Rows include 視覚障害, 聴覚障害, 平衡機能障害, 上肢不自由.

(警察署長の駐車許可)

第8条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定により、警察署長が駐車を許可する車両は、次の各号に掲げる車両であつて、駐車が禁止されている場所に駐車しなければならない特別な事情があるものとする。

- (1) 歩行困難な身体の障害のある者を輸送する車両
(2) 公益上、社会の慣習上その他やむを得ない理由があると認められる車両

2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第10号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

3 警察署長は、前項申請に係る車両について、駐車を許可する必要があると認めるときは、車両、駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定し、必要な条件を付して許可するものとする。ただし、法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間における駐車を除く駐車を許可する場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、駐車することができる場所並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻の一部又は全部を省略し、期間を指定して許可することができる。

4 前項の許可は、駐車許可証(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

5 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を駐車させている間、その許可証を車両の前面ガラスに掲出しておかなければならない。(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第9条の2 道路交通法施行令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

下肢不自由	1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から2級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	

別表第2（第9条の2関係）

省略

別表（第9条の2関係）

省略

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係) 通行禁止除外標章

(表)

通行禁止除外指定車

番 号 第 号
発行日 年 月 日

使用中

車両番号

号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

主たる運転者の氏名

除外する区域又は道路の区間

有効期限 年 月 日 まで

愛媛県公安委員会 印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、通行を禁止された道路を通行するときに、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 歩行者用道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 3 現場において、警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。
- 4 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあるので、適正に使用すること。
- 5 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納すること。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

注1 縁線の色は、黄とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B6とすること。

別記様式第2号(第2条関係) 駐車禁止除外標章

(表)

駐車禁止除外指定車

番 号	第	号
発行日	年	月 日

使用中

車両番号

号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先又は用務先～別紙のとおり。

有効期限 年 月 日 まで

愛媛県公安委員会 印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。

次のような駐車はできない。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）

法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあるので、適正に使用すること。
- 6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納すること。
- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

注1 縁線の色は、赤とすること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格B6とすること。

別記様式第2号の2及び別記様式第2号の3を削る。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号の2（第2条関係） 標章返納命令書

公委 第 号
年 月 日

標 章 返 納 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

愛媛県道路交通規則第2条第6項の規定により、

第 号 年 月 日発行の

通行禁止除外標章
駐車禁止除外標章 の返納を命ずる。

返納を命ずる理由

注 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県道路交通規則別記様式第1号の規定による通行禁止除外標章は、改正後の愛媛県道路交通規則別記様式第1号の規定による通行禁止除外標章とみなす。
- 3 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県道路交通規則別記様式第2号の規定による駐車禁止除外標章、別記様式第2号の2の規定による身体障害者用駐車禁止除外標章及び別記様式第2号の3の規定による紫外線要保護者用駐車禁止除外標章は、改正後の愛媛県道路交通規則別記様式第2号の規定による駐車禁止除外標章とみなす。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づき、第16回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成19年5月18日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成19年7月30日(月)
- (2) 美容師実技試験 平成19年7月23日(月)から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成19年9月2日(日)

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学

4 受験願書の配布場所

松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

5 受験願書の提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

6 受験願書の受付期間

平成19年6月11日(月)から平成19年6月15日(金)までの午前10時から午後4時まで

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部
電話 089 924 0804